

(約 定)

(2020 年 4 月 1 日付版)

第 1 条 (取引方法)

1. 東日本銀行カードローン「アセットバリュー」取引 (以下「この取引」といいます。) は、専用ローンカード (以下「このカード」といいます。) の使用による当座貸越取引とし、小切手、手形の振出又は引受、公共料金等の自動支払いは行わないものとします。
2. 前項にかかわらず、株式会社東日本銀行 (以下「銀行」といいます。) が認めた場合に限り、銀行所定の方法により取引できるものとします。
3. このカード並びに現金自動支払機及び現金自動預入支払機の取扱については別に定める「東日本銀行キャッシュカード規定 (アセットバリュー用)」によるものとします。

第 2 条 (契約期間)

1. この取引の契約期間は、取引要綱記載の年月日までとします。ただし、次のすべてに該当する場合は、取引期間はさらに 3 年延長されるものとし、以降も同様とします。
 - (1) 契約期間満了日 (以下「期限日」といいます。) までに借主が契約期間を延長しない旨の申出を行わないこと。
 - (2) 期限日までに銀行が契約期間を延長しない旨の通知を行わないこと。
 - (3) 期限日ごとの銀行および保証会社による審査により、延長が問題ないと判断された場合。
2. 銀行は前項但し書きの契約期間の延長について、条件を付して延長することができます。この場合、借主は、銀行の請求によって銀行が定める書面を提出します。
3. 本条第 1 項または第 2 項にかかわらず、借主の年齢が期限日において満 61 歳に達している場合は、契約期間の延長は行いません。
4. 本条前各項により契約期間が延長されない場合は、次の通りとします。
 - (1) このカードを取扱店へ返却します。
 - (2) 期限日の翌日以降この取引による当座貸越は受けられません。
 - (3) 貸越元利金がある場合は、期限日までに貸越元利金全額を返済します。なお、貸越元利金が完済された日にこの契約は当然に解約されるものとします。
 - (4) 期限日に貸越元利金がない場合は、期限日の翌日に、この取引は当然に解約されるものとします。

第 3 条 (貸越限度額)

この取引の貸越限度額は、取引要綱記載の通りとします。ただし借主の信用状態や返済状況等を勘案し、銀行が必要と認めた場合は、貸越限度額の減額及び本ローンの利用停止をできるものとします。この場合、銀行は変更後の極度額および変更日を通知します。

第 4 条 (貸越金利息)

1. この取引による貸越金の利息 (この取引のため銀行が負担する保証会社との保証料含む。) は、付利単位を 100 円とし、毎月 10 日 (当日が銀行の休業日にあたるときは翌営業

日、以下「返済日」といいます。)に前1か月分の利息を銀行所定の利率・方法により計算の上、貸越元金に組み入れるものとします。

2. 銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は14% (年365日の日割計算) とし、貸越元金に組み入れるものとします。

3. 銀行は、銀行所定の基準により優遇した利率を適用することがあります。この場合、銀行はいつでも優遇した金利を変更し、またはその優遇した利率の適用を中止することができるものとします。

第5条 (貸越利率の変更方法・時期)

1. 取引要綱に定める貸越利率は銀行所定の変動金利型住宅ローン金利を基準金利として、基準金利の変更に伴って引下げまたは引上げられることに同意します。

2. 貸越利率の引下げ幅または引上げ幅の算出は基準金利の変更が行われる都度見直すものとし、変更前の基準金利と変更後の基準金利の差をもって貸越利率を引下げまたは引上げるものとします。

第6条 (担保)

1. 担保価格の減少、借主または保証人の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、銀行からの請求により、借主は遅滞なく、この債権を保全しうる担保、保証人をたて、またはこれを追加、変更するものとします。

2. 借主は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定し、もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により銀行の承諾を得るものとします。銀行はその変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障が生ずるおそれがない場合には、これを承諾するものとします。

3. 借主がこの契約による債務、その他銀行に対する債務の一部でも期限に履行しなかった場合には、銀行は、法廷の手続または一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず、この契約による債務の返済に充当できるものとします。なお残債務がある場合には、借主は直ちに銀行に返済するものとし、取得金に余剰金が生じた場合には銀行はこれを権利者に返還するものとします。

4. 借主の差し入れた担保について、事変、災害、輸送途中のやむをえない事故等によって損害が生じた場合には、銀行は責任を負わないものとします。

第7条 (約定返済)

1. この取引に基づく約定返済については、返済日の前日の利用残高に応じて、取引要綱記載の通りとします。

2. 前項に関わらず、約定日前日の貸越残高と前1か月の利息の合計額が約定返済額に満たないときは貸越残高全額を返済します。

第8条 (約定返済の方法)

1. 第7条に基づく約定返済のため、毎月10日までに返済金相当額を返済用指定口座に

預け入れるものとします。銀行は各返済日に普通預金、総合口座通帳および同払戻請求書によらず、返済金を返済用指定口座から払戻しのうえ、毎回の返済に充当するものとします。

2. 返済用預金口座の残高が各返済日の約定返済金額に満たない場合には、銀行は、その一部の返済に充当する取扱いをしないものとします。

第9条（任意返済）

第8条による約定返済のほか「東日本キャッシュカード規定（アセットバリュー用）」に定める方法、またはこのカードを銀行の店頭に提出して当座貸越勘定に直接入金する方法により随時に任意の金額を返済できるものとします。

第10条（費用の負担）

1. 次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。

- (1) 抵当権または根抵当権の設定、抹消または変更登記に関する費用。
- (2) 担保物件の調査または取り立てもしくは処分に関する費用。
- (3) 借主、または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。

2. 借主はこの契約に要する収入印紙代を負担するものとします。

3. 銀行は、借主が負担すべき収入印紙代、保険料、事務取扱手数料、確定日付料、登記に関する費用、その他一切の費用について預金規定または当座勘定規定に関わらず、返済用預金口座から払戻し、その支払いにあたるものとします。借主は預金通帳・預金払戻請求書の提出または小切手の振り出しはしません。

第11条（費用の自動支払い）

前条により借主が銀行に支払う費用のほか、銀行を通じて、銀行以外の者に支払う費用については、銀行は、返済用指定口座から払戻しのうえ、その支払いにあてることができるものとします。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 借主または借主に関する保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべ

き関係を有すること。

2. 借主または借主に関する保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的に要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為。
- (5) その他の前各号に準ずる行為。

3. 借主または借主に関する保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行から借主に対する請求によって、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

4. 前項の規定の適用により、借主または借主に関する保証人に損害が生じた場合にも、銀行に何らの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主または借主に関する保証人がその責任を負います。

第13条（期限前の全額返済義務）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について、当然に期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

- (1) 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、督促期限日までに遅延する返済額（損害金を含む）を返済しなかったとき。
- (2) 借主が住所変更の届出を怠るなど借主が責任を負わなければならない事由によって所在が不明となったことを銀行が知ったとき。
- (3) 支払停止、または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。
- (4) 借主が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- (5) 借主の銀行に対する預金、その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
- (6) 保証会社から保証の中止または解約の申立があったとき。

2. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から借主への請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

- (1) 銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
- (2) 借主が銀行または保証会社との取引規定ならびに保証委託約款の一つにでも違反

したとき。

(3) 借主が銀行に対する債務の一つでも期限に返済しなかったとき。

(4) この取引に関し、借主が銀行または保証会社に虚偽の資料提供または報告をしたとき。

(5) 担保の目的物について差押えまたは競売手続きの開始があったとき。

(6) 借主の振出または引受に係る手形の不渡りがあり、かつ、借主が発行記録における債務者である電子記録債権が支払不能となったとき（不渡りおよび支払不能が6か月以内に生じた場合に限る）。

(7) 保証人が前項第2号または本項前各号のいずれかに該当したとき。

(8) 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第14条（代位弁済）

第13条により本取引による一切の債務につき期限の利益を喪失したにもかかわらず、直ちに債権を全額弁済しなかった場合、銀行が保証会社から代位弁済を受けても異議を述べません。

第15条（解約等）

1. 第13条各項の事由があるときは、銀行は、いつでも貸越極度額を減額し、貸越取引を中止し、またはこの契約を解約できるものとします。

2. 借主は、この契約が解約された場合は、直ちにこのカードを銀行へ返却し、貸越元利金を支払います。

第16条（銀行からの相殺）

1. この取引による債務の返済期限の到来にもかかわらず返済がない場合、または、第13条によって直ちにこの債務を返済しなければならない場合には、銀行は、貸越元利均等と借主の預金その他の債権を期限前でも相殺できるものとします。

2. 前項の相殺ができる場合には、銀行は、事前の通知および所定の手続きを省略し、借主に代わり諸預け金の払い戻しを受け、この債務の返済に充当できるものとします。

3. 前項によって相殺する場合、債権債務の利息および損害金などの計算については、その計算期間を計算実行日までとし、預金の利息はその預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により一年を365日とし、日割りで計算します。

第17条（借主からの相殺）

1. 借主は、この取引による債務と支払期にある借主の預金、その他の債権とを債務の期限が未到来であっても相殺することができます。

2. 前項により借主が相殺する場合には書面により相殺の通知をなし、その相殺通知と同時に預金、その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して銀行に提出するものとし、かつ、相殺計算をする7日前までに銀行へ相殺の予告をするものとします。

3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行日の日までとし、預金の利息については預金規定の定めによります。

第18条（債務の返済に充てる順序）

1. この取引による債務のほかに銀行取引上の他の債務がある場合に、銀行からの相殺をするときは、銀行はどの債務との相殺に充てるか指定することができることとし、借主はその指定に対しては異議を述べません。

2. この債務のほかに銀行取引上の他の債務がある場合に、返済または借主から相殺をする場合は、この契約に定めのある場合を除き、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。借主が指定をしなかった場合は、銀行がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができ、借主はその指定に異議を述べません。

3. 前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は、借主の指定にかかわらず担保、保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺に充てるかを指定することができます。

4. 前項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとし、ます。

第19条（危険負担）

1. 銀行に差し入れた契約書等、本取引にかかる書類が事変、災害等やむを得ない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済するものとします。

2. この取引において支払請求書、諸届、その他の書類に使用された印影（または署名、暗証）を届出の印鑑（または署名、暗証）と相当の注意を以って照合し相違ないと認めて取扱った場合は、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、銀行は責任を負いません。

第20条（届出事項）

1. 借主または保証人が、このカードや印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他届出事項に変更があったときは、借主および保証人は、直ちに銀行に書面等で届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。

2. 借主または保証人が、住所変更の届出を怠る、あるいは銀行からの通知または送付書類等を受領しないなど、借主および保証人が責任を負わなければならない事由により、銀行が借主および保証人から最後に届出のあった氏名、住所にあてた通知または送付書類等が延着しまたは到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着したものとします。

第21条（成年後見人等の届出）

1. 借主または保証人が、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面等によって銀行へ届出るものとします。

2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに成年後

見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行へ届出るものとします。

3. すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも前2項と同様に届出るものとします。

4. 前3項の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様に届出るものとします。

5. 前4項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第22条（報告および調査）

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、借主および保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。

2. 借主は、借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に対して直ちに報告するものとします。

第23条（債権譲渡）

1. 借主は、銀行が将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては信託を含む。）することおよび銀行が譲渡した債権を再び譲り受けることをあらかじめ承諾するものとします。この場合、借主に対する通知は省略するものとします。

2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含む。）の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来通り借入要綱に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第24条（完済債権書類の取扱い）

本件契約にかかる書類について、返却されないことに同意します。

第25条（履行の請求の効力）

銀行が保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、借主および他の保証人に対しても、その効力が生じるものとします。

第26条（主たる債務の履行状況に関する情報提供義務）

1. 借主は、保証人（借主の委託を受けない保証人を含む。）から銀行に対して請求があったときは、銀行が保証人に対して、主たる債務の元本および主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他債務に従たるすべてのものについての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち期限が到来しているものの額に関する情報を提供することに同意します。

第27条（準拠法・管轄裁判所の合意）

1. この契約および契約に基づく借主および保証人と銀行の間の諸取引の契約準拠法は日本法とします。

2. この契約に関し紛争を生じたときは、銀行の本店所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第28条（取引約定の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると

認められる場合には、銀行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。ただし、極度額の増減額等、諸条件の変更に関し他の条項において通知・公表等の有無・方法が認められている場合、その条項に従うものとします。

2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

東日本銀行キャッシュカード規定（アセットバリュー用）

第1条（カードの利用）

「アセットバリュー」当座貸越契約にもとづく口座（以下「カードローン口座」といいます。）およびキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は次の取引に利用することができます。

1. 株式会社東日本銀行（以下「銀行」といいます。）及び銀行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を利用して現金を払出しする方法により貸出を受ける場合（以下、貸出金の払出しを単に「引出し」といいます。）
2. 銀行及び提携先の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「預金機」といいます。）を使用して貸出金を返済する場合（以下、貸出金の返済を単に「入金」といいます。）
3. 銀行の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金をカードローン口座からの振替えにより引出し、振込の依頼をする場合
4. その他銀行所定の取引をする場合

第2条（支払機による引出し）

1. 支払機を使用してカードにより貸出金を引出す場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証及び金額を正確に入力してください。この場合、銀行所定の請求書の提出は必要ありません。
2. 支払機による引出しは、支払機の機種により銀行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの引出しは、銀行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの引出しは銀行所定の金額の範囲内とします。
3. 支払機により引出す場合、引出し金額と第5条第1項および第3項の自動機利用手数料金額との合計額が引出すことのできる金額を超えるときは、その引出しはできません。

第3条（預金機による入金）

1. 預金機を使用して入金する場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
2. 預金機による入金は、預金機の機種により銀行または提携先所定の種類の紙幣及び硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は銀行または提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

第4条（振込機による振込）

振込機を使用して振込資金をカードローン口座からの振替えにより引出し、振込の依頼を

する場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。この場合における引出しについては、銀行所定の請求書は必要ありません。

第5条（自動機利用手数料等）

1. 支払機を使用して引出す場合及び提携先の預金機を使用して入金する場合には、銀行及び提携先所定の支払機・預金機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
2. 自動機利用手数料は、引出し・入金時に、銀行所定の請求書なしで、その引出し・入金をしたカードローン口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、銀行から提携先に支払います。
3. 振込手数料は、振込資金のカードローン口座からの引出し時に、銀行所定の請求書なしで、その引出しをしたカードローン口座から自動的に引落とします。

第6条（支払機・預金機の故障時等の取扱い）

1. 停電・故障等により当行のATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
2. 前項による入金を行うときは、銀行所定の用紙に氏名及び金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。
3. 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
4. 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名および金額を記入のうえカードとともに提出してください。届出の暗証一致を確認のうえ取扱いをいたします。
5. 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

第7条（カードの紛失・届出事項の変更等）

1. カードを失った場合には、直ちに本人から書面によって取引店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる引出し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。
2. 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって取扱店に届出てください。
3. 氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。

4. カードを失った場合のカードの再発行は、銀行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

5. カードを再発行する場合には、銀行所定の再発行手数料をいただきます。

第8条（暗証照合等）

1. カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は他人に知られないようにしてください。

2. 銀行が、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを銀行が交付したものと処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して引出しをしたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行及び提携先は責任を負いません。ただし、この引出しが偽造カードによるものであり、カード及び暗証の管理について借主の責に帰すべき事由がなかったことを銀行が確認できた場合の銀行の責任については、この限りではありません。

3. 銀行の窓口においてカードを確認し、銀行所定の請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱った場合にも前項と同様とします。

第9条（預金機・支払機・振込機への誤入力等）

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、銀行は責任を負いません。なお、提携先の預金機・支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

第10条（解約、カードの利用停止等）

1. 「アセットバリュー」当座貸越契約を解約する場合には、カードを取扱店に返却してください。また、「アセットバリュー」当座貸越契約により、当座貸越契約が解約された場合にも同様に返却してください。

2. カードの改ざん、不正使用など銀行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、銀行からの請求がありしだい直ちにカードを取扱店に返却してください。

3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、銀行からの請求がありしだい直ちにお客さまの責任によって裁断のうえ廃棄してください。

(1) 第11条に定める規定に違反した場合

(2) 「アセットバリュー」当座貸越契約により、当座貸越契約が解約または停止された場合

第11条（譲渡・質入れの禁止）

カードは他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、他人に貸与、占有、または使用させることはできません。

第12条（約定の適用）

この規定に定めない事項については、「アセットバリュー」当座貸越契約の各条項により

取扱います。

第 13 条（規定の変更）

- 1．この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 2．前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上